

令和5年度 福知山市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金

住宅用の太陽光・蓄電設備(同時設置)の

最大
15万円

設置費の一部を補助します

福知山市では、エネルギーの地産地消と脱炭素型の社会づくりのため、市内で自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電設備と住宅用蓄電設備を同時に設置した市民に、その設置に要した経費の一部を、予算の範囲内において補助します。

■募集期間 令和6年2月29日(木)まで
※ただし先着順とし、予算に達し次第終了します



補助金額	次の①と②の合計額 (上限:太陽光・蓄電設備の設置に要する経費の2分の1以内) ※千円未満切捨て ①太陽電池モジュール公称最大出力 1kW 当たり 1万円 (上限4万円) ②住宅用蓄電設備の蓄電容量 1kWh 当たり 1.5万円 (上限9万円)で計算後、2万円加算
補助対象の条件	<p>《住宅用太陽光発電設備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該設備で発電した電気を同場所で使用し、余剰電力を電気事業者(電力会社)に供給する構造であり、電気事業者と余剰配線で系統連係しているもの ・公称最大出力の合計が2kW 以上であるもの ・中古品でないこと <p>《住宅用蓄電設備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の住宅用太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電力を充放電できる蓄電池および電力変換装置で構成される設備であること ・日本産業規格または一般社団法人電池工業会規格に適合しているもの ・蓄電容量が1kWh 以上であるもの ・中古品でないこと <p>※住宅用以外の太陽光・蓄電設備や全量売電は対象外です。 ※過去に本市の太陽光発電設置に係る補助金の交付を受けた部分は対象外です。</p>
対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)市税を滞納していない者 (2)市内に自らが居住する住宅に太陽光・蓄電設備を同時に設置した者(または市内の太陽光・蓄電設備付新築住宅を購入し、自らが居住している者)で、同場所において電灯契約を結んでいるもの (3)住宅用太陽光発電設備を対象とする電力需給契約を電気事業者と締結した者で、その者と電気事業者との電力需給開始日から1年以内のもの
申請書	様式第1号
提出書類	<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)住民票の写し(窓口で交付されたものをそのまま添付してください。) (2)納税証明書(納税証明のうち「滞納がない証明」を添付してください。) (3)太陽光・蓄電設備が確認できる写真および配置図等 <ul style="list-style-type: none"> ・写真……パネルの写った住宅全景と、パネル枚数や蓄電設備の設置状況のわかるもの ・配置図…パネル枚数・蓄電設備の設置位置・余剰配線が確認できる図面や申請設備に係る配線図など (4)電気事業者(電力会社)との需給契約の内容が確認できる書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」の写し (5)太陽光・蓄電設備の設置に要した費用が確認できる領収書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し ・領収金額の明細がわかる見積書や契約書等の写し ・支払いの事実を証明できる書類の写し(通帳や銀行振込受領書、ローンの場合は返済予定表等の写し) (6)その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書やカタログの写し(型式・製造者名・公称最大出力・蓄電容量・規格への適合のわかるもの) ・製品保証書などの写し(中古品でないことが確認できる書類) ・太陽光及び蓄電設備付き新築建売物件を購入の場合は、施工業者からの建物引渡証

■申請・問合せ先 福知山市エネルギー・環境戦略課 TEL0773-48-9554(直通)・FAX0773-23-6537(代表) 〒620-8501 京都府福知山市字内記 13-1 福知山市役所4階

※10kw 以上の太陽光発電設備を設置される場合は、固定資産税の課税対象となりますので償却資産の申告が必要です。

■税に関する問合せ先 福知山市税務課 TEL0773-24-7025